

生徒指導 オリエンテーション

山口県立宇部商業高等学校
生徒部

【規律に関すること】

- (1) 飲酒、喫煙、薬物使用、凶器・危険物の所持、脅迫・暴力行為等の法律に抵触することは行っていない。
- (2) パチンコ店やゲームセンターなどの遊興施設に出入りしてはならない。
- (3) 交通道徳を遵守し、交通法規に違反してはならない。事故又は違反等を起こした場合は速やかに学校に届け出ること。
- (4) 男女の交際については、互いに相手の人格を尊重するとともに、他人から誤解を招く言動のないように気を付ける。
- (5) 学校の内外を問わず、公共物や生命あるものを大事に扱い、また常に環境の美化に努めるなど公衆道徳を守るよう心がける。

【服装・所持品等に関すること】

- (1) 制服は、本校指定のものとし、下記の指定店で購入すること。

※指定店…スクールショップキタノゆめタウン宇部店、幸太郎スクール&ユニフォーム宇部小野田店

通常期 10月～6月	男子	(正装)上着、ズボン、長袖カッターシャツ、ベスト、ネクタイ (その他)セーター
	女子	(正装)上着、スカート、長袖ブラウス、ベスト、リボン (その他)セーター
防寒着 10月～3月	男女 共通	黒、紺、グレーの単色、単一素材のものであること。フードなし。 臀部が隠れる程度の着丈までとする。詳細は別に定める「防寒着の規定」に沿うものであること。
マフラー、手袋 10月～3月	男女 共通	制服に合わせるのにふさわしく、華美でないものを着用すること。
夏期 7月～9月	男子	半袖カッターシャツ、長袖カッターシャツ、ズボン (開襟シャツ、ネクタイ)
夏期 7月～9月	女子	半袖ブラウス、長袖ブラウス、スカート、ベスト

- ① 夏期は夏服のみとするが、通常期においても各自で判断して夏服を着用してもよい。
- ② 女子のスカート丈…膝皿の中心で柄模様を合わせる。ずれが生じる場合は中心より下で柄合わせをする。
- ③ ベストの着用…女子の夏服では必ず着用する。冬服での着用は生徒の判断に任せる。
- ④ マフラー、手袋…制服に合わせるのにふさわしく、華美でないものを着用すること。
- ⑤ 防寒着(制服の上に着用)…黒、紺、グレーの単色、単一の素材で、臀部が隠れる程度の着丈とする。詳細は別に定める「冬の防寒着について」を参照すること。
- ⑥ ブラウス、カッターシャツ…男女とも所定のもを着用する。
- ⑦ 衣替え…7月～9月は夏服とする。それ以外の期間は各自で判断し調節する。ただし、セーターのみで登下校することは許可しない。

- (2) 履物は、校舎内では所定の上履き(スリッパ)とする。通学には白を基調とした運動靴または黒の革靴を着用する。

(3) 靴下は、白色または黒色を着用する。なお、女子はベージュまたは黒色のストッキングを併用してもよい。

- ①靴下…白色または黒色で、ワンポイントは許可するが、ライン入りやルーズなものは認めない。くるぶしが隠れる長さから、くるぶしと膝の中ほどの長さのものとする。
- ②ストッキング・タイツ…ベージュまたは黒色は許可する。防寒目的の使用であるので、靴下と併用を原則とする。

(4) 鞆は、黒、紺、グレーの単色のリュックタイプとする。ブランドマークなどについては、別に定める「通学カバンに関する規定」を参照すること。指定カバン（令和6年度まで採用）よりも小さいものは認めない。

(5) 雨傘、雨靴、ベルト等は、制服にふさわしく、華美でないものを使用する。

【髪型等に関すること】

(1) 髪や爪、顔などに、必要のない身体的加工を行わない。

(2) 髪型は、高校生らしいものとして、髪は生来の髪質および髪色を保つこと。染色、脱色、パーマ等の加工をしない。

- ①髪型…高校生らしい髪型で学習や運動に支障なく清潔に保つ。染色、脱色、パーマ、カール等は禁止する。またアイロンの使用や、ドライヤーの過度の使用によって髪が傷んで変色しないように注意する。
- ②男子…後ろ髪は襟に、横髪は耳にかからない長さにする。もみあげは耳の中程度とする。
- ③女子…前髪は眉毛からでない長さであること。前髪のカールは禁止する。横、後ろ髪は肩に付かないようにする。それより長くしたい場合は、黒・紺・ダークブラウンのゴムひもを使用して束ねるか、三つ編みにする。
- ④髪どめ…ヘアバンド、リボンは認めない。黒色の髪どめ、ピンは許可する。
- ⑤男子のツブロックについては別に定める「ツブロックの規定」に沿ったものであること。
- ⑥女子のお団子ヘアは、一つのみとし、正面から見たときに、見えない位置とする。

(3) その他

- ①休日等で学校に登校する場合でも制服を着用する。ただし、部活動の練習や試合等に出場する場合は部で統一してそろえたジャージ等は許可する。
- ②生徒手帳…自己管理して常に携帯すること。
- ③爪・・・清潔に保ち、マニキュア等は禁止する。
- ④リング、ネックレス、ブレスレット、イヤリング、ピアス等の装飾品は禁止する。

(4) スマートフォンの所持は認めるが、校内では電源を切り鞆の中で保管する。

- ① 校内で許可を得ずスマートフォンを使用していることが発覚した場合は、発見した教員にスマートフォンを預ける。その後担任が預かり、担任は生徒部に報告する。
 - ・ 1回目…保護者へ返却、担任から厳重注意
 - ・ 2回目…保護者へ返却、学年主任より厳重注意
 - ・ 3回目…本人と保護者を呼び出し、保護者へ返却、生徒部長より厳重注意。
- ※ 使用発覚の通算回数は同年度内とする。年度をまたぎ頻繁な場合は別途検討する。
※ 鞆から出したり、着信音が鳴ったとき(振動音も含む)もスマートフォンの使用とみなす。
- ② 考査中、試験会場でスマートフォンの持込みや使用が発覚した場合は、不正行為とみなす。
 - ③ SNSなどの使用には十分に注意し、高校生として不適切な言動や画像を掲載することがあってはならない。

【挨拶やマナーに関すること】

登下校の際、校門で立ち止まって校舎に向かい、一礼する。